

お知らせ

農地利用最適化推進委員の決定

農地利用最適化推進委員の辞職に伴い、第10回下野市農業委員会総会にて、推薦応募のあった1名について承認され、農業委員会会長から委嘱状が交付されました。

■氏名 橋本 正義 氏

■担当地区 上台、下長田

■任期 令和7年5月26日～令和9年9月3日

農地利用最適化推進委員とは

担当区域における農地などの利用の最適化の推進のため、次のような活動を行います。

- ・担い手への農地利用の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進
- ・各種会議、研修会への出席

■問い合わせ先

農業委員会事務局
☎(32)8915

戸籍の振り仮名に関する通知を発送します

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されます。

本籍地市区町村から、5月26日時点の情報を基にしてつくられた「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が、原則として戸籍の筆頭者宛に郵送されます。通知は1通につき4名まで記載され、戸籍内で別住所の方は住所地ごとに郵送されます。発送時期は本籍地の市区町村ごとに異なり、本市は7月中旬～下旬に発送予定です。

氏や名の振り仮名の届出

通知書の氏や名の振り仮名が使用している読み方と同じ場合

届出は不要です。令和8年5月26日以降順次戸籍に記載されます。

通知書の氏や名の振り仮名が使用している読み方と異なる場合

令和8年5月25日までに必ず届出を行ってください。下記方法により届出が可能です。

- ・マイナポータルによる届出(推奨)
- ・最寄りの市区町村窓口へ届出

- ・本籍地の市区町村へ郵送による届出

届出ができる方

氏の振り仮名の場合

原則筆頭者の方となりますが、筆頭者が除籍されている場合は配偶者、配偶者も除籍されている場合には子が届出を行います。

名の振り仮名の場合

本人、ただし未成年者は親権者が届出を行います。(15歳以上の場合は本人による届出も可能です。)

■問い合わせ先

法務省戸籍振り仮名通知コールセンター

☎0570(05)0310

市民課

☎(32)8897



法務省
ホームページ

SMSを試験導入します



効率的な情報発信の手段として、携帯電話などに直接メッセージが届く「SMS」での情報発信を試験導入します。

※SMS(ショートメッセージサービス)とは、電話番号を宛先にして携帯電話やスマートフォンにメッセージを送付するものです。受信料はかかりません。

■送信元として表示される電話番号

本市からのSMSは以下の番号で送信されます。送信者欄に表示される番号は、携帯キャリアごとに異なります。

NTTドコモ、au、楽天モバイル 0285(32)8888
ソフトバンク 243056(6桁の数字が表示されます)

※本送信元番号は送信専用です。返信いただいても回答できませんのでご了承ください。

■本文中のURLについて

市ホームページなどにつながる「https://〇〇〇/」から始まる短縮URLを本文中に記載している場合があります。

■詐欺にご注意ください

公的機関の職員などを名乗り、言葉巧みに現金をだまし取ったり、ATM(現金自動預払機)から現金を振り込ませたりするなどの詐欺事件が多発しています。市から次のようなことをお願いすることはありません。

- ・特定の金融機関や口座番号への振込みをお願いすること
- ・ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機)の操作をお願いすること
- ・市職員に通帳やキャッシュカードを預けるようお願いすること
- ・個人情報聞き出ししたりすること

※電話番号の確認には万全を期しておりますが、万が一メッセージの内容に心当たりがない場合には、発信元である各担当課へご連絡ください。

■問い合わせ先

総合政策課 ☎(32)8886